

2017年10月30日発行



宮城労働局メールマガジン



目 次

《局長だより》

生産性の向上に取り組みましょう

《お知らせ》

1. 中小企業の生産性向上を支援します
2. 派遣労働者の能力を引き出すためのセミナー
3. 11月は「過労死等防止啓発月間」です
4. はじまります！！「無期転換ルール」
5. 小売業・飲食店のトップセミナー開催

《局長だより》 生産性の向上に取り組みましょう

現在の雇用情勢は人手不足基調ですから、人材の確保にご苦労されている企業が多いと思います。

一方、働き方改革・長時間労働の是正も進めなければなりませんので、「仕事はいっぱいあるのに、社員は補充できないし残業は減らさないといけないし、どうしたらいいのだろうか・・・」ということになってしまいます。

そこで必要になってくるのが、「労働生産性の向上」です。簡単にいえば仕事を効率化することによって、労働者1人あたり・労働時間1時間あたりの付加価値（要は利益）を向上させるということです。

労働生産性が向上すれば、利益を減らすことなく残業の削減ができますし、残業の少ない会社には採用応募者が集まって人材確保をしやすくなりますし、さらには少数精鋭で仕事を回せるようになるかもしれません。

この労働生産性ですが、我が国のレベルは世界的にみてどのくらいだと思いますか？ 日本生産性本部によるとOECD35カ国中我が国はギリシャの次の22位だそうです。生産性はまだまだ向上の余地が大きいはずです。

●労働生産性国際比較

http://www.jpc-net.jp/intl_comparison/

(宮城労働局長 北條憲一)

1. 中小企業の生産性向上を支援します

企業の生産性向上は、長時間労働是正のためにも、人材確保困難状況を乗り切るためにも不可欠です。

そのため、各種の生産性向上支援策が用意されておりますが、本日は、その中から「業務改善助成金」をご紹介します。

「業務改善助成金」は、企業が生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成するというものです。

事業場内の最低賃金が1000円未満の中小企業・小規模事業者が対象となっており、支給要件等は下記をご覧ください。是非ご活用下さい。

●業務改善助成金ポータルサイト

<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8844）

2. 派遣労働者の能力を引き出すためのセミナー

人材の確保が困難な状況の中で、派遣労働者を活用してみようという企業も多いと思います。

派遣会社から派遣労働者を受け入れ、職場の戦力として活躍してもらおうとする場合、通常の社員とは違う仕事のルールがありますし、その能力を引き出すために目配りしなければならないことがあります。

そのための派遣先事業所向けのセミナーを開催しますので、是非ご参加下さい。

●「派遣社員の活用ノウハウセミナー」

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev1/0118/5424/20171025145651.pdf>

【お問合せ先】需給調整事業課（電話 022-292-6071）

3. 11月は「過労死等防止啓発月間」です

労働者の長時間労働などの過重労働が続くと、脳梗塞・心不全などで亡くなったり、メンタル的に追い込まれて自殺に至るなどの悲劇につながる危険性が高まってしまいます。

労働基準監督署と労働局においては、このような長時間労働・過重労働を是正し、過労死等の防止を図るため、日頃より企業に対する監督指導と周知啓発を進めていますが、11月の「過労死等防止啓発月間」においてこれを重点的に展開いたします。月間中の具体的な指導やイベントの内容は次のとおりです。

●月間中の各種イベント（全体）

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev1/0118/5409/20171025105056.pdf>

●労働基準監督署が、過重労働の疑いのある事業場などに対して集中的に監督指導に入ります。

●過重労働解消のためのセミナー（11月16日）

<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

●過労死等防止対策推進シンポジウム（11月18日）

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

【お問合せ先】監督課（022-299-8838）

4. はじめます！！「無期転換ルール」

みなさんの職場にも、雇用契約期間が〇ヶ月とか1年などの有期契約労働者の方がいらっしゃるのではないのでしょうか。

有期契約労働者の雇用期間が反復更新されて5年を超えると、本人の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されることとなります。これは「無期転換ルール」といい、5年前に労働契約法改正によって定められたものですが、平成30年4月1日から、このルールの本格適用が

はじまります。

このルールに対応した社内規定の整備など、準備がまだお済みでない場合、急ぎましょう！

●有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

<http://muki.mhlw.go.jp/>

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8844）

5. 小売業・飲食店のトップセミナー開催

小売業・飲食店の経営者・マネージャーの皆様！

人材不足状況の中で人材確保にご苦労されているお店も多いことと思いますが、新人採用がうまくいかないために、スタッフの方が過重労働になるなど、職場環境が悪くなってはいませんか。もしそうだとすると、それをそのままにしておくと、採用はもっと難しくなり採用した人の定着も悪くなるという悪循環に陥ってしまいます。

このセミナーでは小売業・飲食店の経営者やマネージャーの方を対象として、スタッフの安全・健康など、働きやすい職場をどうやって作っていたらよいか、働き方改革をどう進めたらよいかということに関して、わかりやすく説明致します。厚生労働省の委託事業です。

■日時 11月20日（月）14：00～15：30

■場所 宮城県建設産業会館4階

（仙台市青葉区支倉町2-48）

●詳細

<http://www.jashcon.or.jp/contents/seminar-retail-fooddrink>

【お問合せ先】

日本労働安全衛生コンサルタント会

（03-3453-7935） 又は

健康安全課（022-299-8839）

★バックナンバー

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/1/140/141.html>

★メルマガ配信の停止・配信先の変更

<https://mdh.fm/e?kN202Y9Nkl>

- ・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。
 - ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
 - ・文字は、1行の文字数が23文字以上となる大きさで、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。
 - ・登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いします。
 - ・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっております、返信できません。
 - ・携帯メールには対応しておりません。
 - ・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-

【配信元】宮城労働局（雇用環境・均等室）

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
仙台第四合同庁舎

電話 022-299-8834

宮城労働局ホームページ

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>
